

## 都市計画道路 能越自動車道(田鶴浜～七尾)に係る 環境影響評価書に対する環境大臣意見

本事業は、能越自動車道の一部として、地域間交通の円滑化等を図るとともに、地域の発展と活性化に資することを目的とした事業である。本事業の計画段階においてはパブリック・インボルブメントの手続が実施され、複数のルート案について住民等の意見を聴取しつつ比較検討し、ルート帯が決定されている。その検討過程においては、居住環境や動植物の生息・生育状況等の環境の視点も考慮されており、環境の保全の観点から望ましい事例といえる。

一方、本事業における事業実施区域は多数の動植物が生息・生育しており、本事業は当該地域の土地改変を伴う計画となっているため、環境影響ができる限り低減されるよう、以下の措置を適切に講ずる必要がある。

### 1. 動植物・生態系について

事業の計画段階におけるパブリック・インボルブメントの手続中、一部の希少動物について生息状況に関する現地調査等を行い、自然環境の改変を抑えるよう検討する等、本事業による動植物への環境影響については、一定の回避・低減がなされている。

これらの措置に加えて、建設段階において新たに希少な動植物が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、当該種の生息、生育環境への影響が最小限になるよう、適切な環境保全措置を講ずること。

### 2. 温室効果ガスについて

#### (1) 予測及び評価手法

本事業は、環境影響評価法に基づく道路事業では初めて、評価項目として温室効果ガスを選定し、建設段階及び供用段階における二酸化炭素排出量の予測及び評価を行っており、先行的な取組事例であるといえる。

一方、環境影響について最新の知見に基づいて客観的かつ科学的に検討するという環境影

響評価の趣旨に鑑み、基本的事項においては、定量的な予測を基本とすることや、評価の根拠や検討の経緯を明らかにすること等が定められている。都市計画に定められる道路事業に係る主務省令においても同様に規定されており、本事業においても、当該主務省令に基づき根拠等を評価書により詳細に記載する必要がある。

このため、予測及び評価を行うに当たって参照した、本事業に類似するものとして活用した既存事例及び定量的なデータについて、本事業との関係性や、それらを用いた具体的な予測及び評価の経緯や結果を示すこと。

## ( 2 ) 環境保全措置

本事業における温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めること。また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから、地域特性等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減等に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。

## ( 3 ) 供用前後の状況把握

本事業に係る温室効果ガス排出量を的確に把握し、今後の道路事業における知見の蓄積を図ることが望ましいことから、本事業の供用前後等における温室効果ガス排出量の状況把握の実施について検討すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。